十七　認定発電設備がバイオマス発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備に係るバイオマス比率、バイオマス比率考慮後出力及び調達上限比率（当該認定発電設備による再生可能エネルギー電気の供給量のうち、当該認定発電設備を用いて行う発電に係る電気の供給量に認定に係るバイオマス比率（複数の種類のバイオマスを用いる場合にあっては、当該バイオマスに係るバイオマス比率の合計。第十四条第四号において同じ。）を乗じて得た量を超える部分を特定契約によらないで供給する場合における、当該バイオマス比率をいう。）の変更

2　［略］

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一～三　［略］

四　特定契約申込者が、次に掲げる事項を当該特定契約の内容とすることに同意しないこと。

イ～リ　［略］

ヌ　当該特定契約に係る認定発電設備がバイオマス発電設備（一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備のうち廃棄物の焼却施設に設置されるものを除く。）であって、バイオマス以外の燃料を混焼させて発電を行うものである場合にあっては、特定契約申込者から供給される当該発電に係る電気の量に認定に係るバイオマス比率を乗じて得た量を超えない範囲内の量を、特定契約電気事業者が当該特定契約に基づき調達する月ごとの再生可能エネルギー電気の量とすること。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害（以下単に「激甚災害」という。）に伴い地方公共団体が認定事業者に処理を依頼したことが証明された木材その他のバイオマス（以下「被害木等」という。）を用いて発電を行う場合における当該被害木等に係る再生可能エネルギー電気の量（当該認定発電設備が当該激甚災害に伴う被害木等を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始した日から起算して一年を経過する日が属する月までの間に供給されるものに限る。）については、この限りでない。

五・五の二　［略］

六　特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約において、次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容としていないこと。

イ・ロ　［略］

ハ　特定契約申込者が、当該接続に係る契約に基づく当該接続に係る費用を当該接続に係る契約の締結後一月以内（特定契約申込者が法第七条第二項の規定により実施される入札に参加する場合にあっては、認定を受けた日から一月以内）に支払わない場合に、特定契約電気事業者が、当該接続に係る契約を解除することとすること。

ニ～ヘ　［略］

七～十三　［略］

2～4　［略］

（賦課金に係る特例の認定）

第二十九条　［略］

2　［略］

3　第一項の申請書の提出部数及び前項の書類の提出部数は、正本一部とする。

4～8　［略］

十五　認定発電設備が第三条第二十七号又は第二十八号に掲げるバイオマス発電設備であって落札者に係るものである場合にあっては、当該設備に係るバイオマス比率及びバイオマス比率考慮後出力の変更（当該設備に係る調達期間の起算日以後においては、第三号の変更に伴うものに限る。）

2　［略］

（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）

第十四条　法第十六条第一項の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一～三　［略］

四　特定契約申込者が、次に掲げる事項を当該特定契約の内容とすることに同意しないこと。

イ～リ　［略］

［新設］

五・五の二　［略］

六　特定契約申込者の認定発電設備と特定契約電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約において、次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容としていないこと。

イ・ロ　［略］

ハ　特定契約申込者が、当該接続に係る契約に基づく当該接続に係る費用を当該接続に係る契約の締結後一月以内（特定契約申込者が法第七条第二項の規定により実施される入札に参加する場合にあっては、認定を受けた日から一月以内）に支払わない場合に、特定契約電気事業者が、当該接続に係る契約を解除できることとすること。

ニ～ヘ　［略］

七～十三　［略］

2～4　［略］

（賦課金に係る特例の認定）

第二十九条　［略］

2　［略］

3　第一項の申請書の提出部数は正本二部及びその写し一部とし、前項の書類の提出部数は正本一部及びその写し一部とする。

4～8　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。